

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約)

3 月分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	ろ過池覆蓋用パッキン - 1 ほか1 点 買入	その他材 料	株式会社前澤エンジ アリングサービス 大阪 営業所	2,237,400	令和2年3月11日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2 号	G30	-

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過池覆蓋用パッキン - 1 ほか1点 買入

2 契約の相手方

(株)前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

柴島浄水場は、第2回水道拡張事業として大正3年3月に完成し、現在は1系から4系の各浄水処理過程(取水～配水)を備え、その総配水施設能力は約1,180,000m³/日である。

当該パッキンが使用されているろ過池覆蓋は、平成12年3月の高度浄水処理導入に伴い浄水処理過程で発生するオゾンの気散防止と、藻類抑制を目的とした遮光用のため設置している。

当局における浄水施設の維持管理上、例年、全ろ過池の定期調査を行っており、その際に3系並びに4系ろ過池の覆蓋用パッキンに著しい劣化が見られた。ろ過池内は常時高温多湿に加えオゾン雰囲気となっており、これらが原因でパッキンの劣化が進み、従来の目的であるオゾンの気散防止等が困難となるため、当該箇所のパッキンを今回買入するものである。

当該パッキンは、(株)前澤エンジニアリングサービスにて設計施工された3系並びに4系ろ過池覆蓋に使用されているろ過池アルミニウム合金覆蓋用専用の製品であり、(株)前澤エンジニアリング以外の他社製品では適合せず、また当該業者のみが直接販売元である。よって、(株)前澤エンジニアリングサービスと契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署

水道局 工務部 柴島浄水場